

西予市発注の建設工事及び建設工事に係る業務委託における系列会社の同一入札への参加制限について

1 実施事項

入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人的関係のある複数の者(以下「系列会社」という。)の同一入札への参加は認めないこととする。同一入札に参加する複数の者の関係が、2に掲げる系列会社の基準に該当する場合は、4のとおり取り扱うものとする。

2 系列会社の基準

次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。

ア 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合

※ 会社Aが他の会社Bの総株主の議決権の過半数を保有している場合、会社Aは会社Bの親会社であり、会社Bは会社Aの子会社となる。

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

- d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - (イ) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - (ウ) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
  - (エ) 組合の理事
  - (オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人(以下「管財人」という。)を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合  
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(1)又は(2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

### 3 公告等への記載

系列会社の基準に該当する者のした入札は無効とする旨を、次に掲げる文書に記載し、入札に関する条件として明示するものとする。

- (1) 一般競争入札にあつては入札公告又は入札公告共通事項
- (2) 指名競争入札にあつては入札者心得

### 4 系列会社の基準に該当する場合の取扱い

#### (1) 入札無効等に関する取扱い

系列会社の基準に該当する者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として、西予市契約規則第 14 条の規定により、無効として取り扱うものとする。ただし、入札執行(応札前)までに系列会社の基準に該当することが判明し、系列会社の基準に該当する一者を除く全てが入札に参加しない場合には、残る一者の入札は無効とはならないものとする。

共同企業体の場合、系列会社同士が、互いに別の共同企業体の構成員同士である場合は、いずれか 1 企業体のみが入札参加とする(系列会社同士が、同一の共同企業体に含まれている場合は、入札参加可能とする。)

(2) 指名停止に関する取扱い

前記3に違反して、虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した系列会社の基準に該当する者は、指名停止措置の対象とする。

5 系列会社の基準に関する届出

系列会社の基準に該当する者は、西予市建設工事等入札参加資格申請書にその旨を記入するものとする。

また、当該申請内容に変更(新規該当、非該当、届出内容の変更)が生じたときは、変更後速やかに、変更届を提出するものとする。

6 留意事項

入札参加者が系列会社の基準に該当する場合には、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。

7 随意契約による場合の取扱い

随意契約による場合は、入札の例により取り扱うものとする。

8 適用

この取扱いについては、令和3年6月1日以降の入札公告又は執行通知を行う入札から適用する。